

令和5年度

福島町水質検査計画書



福島町水道事業

建設課：0139-47-3006

令和5年度

福島町水道事業水質検査計画

水道法施行規則第15条により、福島町では毎事業年度開始前に水質検査計画を策定し、水道利用者に情報の提供をしております。

令和5年度の水質検査計画を策定しましたので、お知らせします。

1. 水質検査計画とは

水道法施行規則により水道事業者は水源種別・過去の水質検査結果・水源周辺の状況などについて総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に水道利用者に対して情報の提供をすることとなっています。

2. 水質に関する基本方針

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するためには不可欠なもので、水道水を供給するにあたり、安全性・信頼性を第一に考え実施するものです。

3. 水道事業の概要

★給水状況（令和3年度）

① 給水地域	福島町内(一部除く)
② 給水人口	3,496人
③ 普及率	96.30%
④ 年間総配水量	418,070m ³

★水源の種別

吉岡川水源	吉岡川表流水
岩部川水源	岩部川表流水

★浄水場の名称及び処理方法

美山浄水場	緩速ろ過方式・塩素滅菌
岩部浄水場	緩速ろ過方式・塩素滅菌

★使用薬品

次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム

4. 水源の状況及び原水・浄水の状況

吉岡川、岩部川とも上流部に工場や糞尿などを排出する施設等はありません。

融雪時期には色度が上昇する傾向にありますが、おおむね良好と言えます。（別表1）

浄水については水質基準をすべて満たし、安全な水と言えます。

5. 採水場所について

福島町の配水は、吉岡地区(美山浄水場)と福島地区(岩部浄水場)の2系統があり、各系統の代表する給水栓とします。

★浄水

吉岡地区	福島町字吉岡	吉岡小学校
福島地区	福島町字福島	福島町役場
福島地区	福島町字岩部	岩部地区交流センター
福島地区	福島町字千軒	福島町農村活性化センター

6. 水質検査項目と検査頻度について

- ① 1日1回以上行う、色・濁り・塩素の残留効果に関する検査
5. に定めた給水栓で毎日検査を行います。

- ② 水質基準に関する検査

浄水の水質検査は毎月実施し、厚生労働省令第142号及び過去3年間の水質検査結果の条件により(別表2)を基に水質検査頻度及び回数を設定し検査を実施します。

原水の水質検査は年1回実施し、水質基準の内、(別表2)の基9, 基21～基31(消毒副生成物)及び基48の味を除く39項目を実施します。

- ③ 水質検査頻度

過去3年間における検査結果(別表3及び別表4)を基に検査頻度、検査設定理由を明記し計画的に水質検査を実施して行きます(別表5及び別表6)。

- ④ その他検査項目

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、必要回数検査を行います。(別表7)

7. 臨時水質検査について

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

(水質の状況によって検査項目を選びます。)

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近の給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 給水家庭に異常があったとき。
- ⑤ 水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

8. 水質検査方法

- ① 1日1回以上の『色・濁り・消毒の残留効果』に関する検査については、建設課水道管理係の職員が実施します。
- ② 定期及び臨時の水質検査については、水道法第20条第3項に定める水質検査機関に委託します。

9. 水質検査計画及び検査の結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、役場建設課窓口及び町ホームページ上で公表します。また、水質検査結果についても、町ホームページ上で公表します。

なお、水質検査計画については、毎年見直しを行い、状況に応じて改正します。

10. 水質検査結果の評価

水質基準は水道水を満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。

水質検査の評価は項目ごとに行い、基準を超えている場合は直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

別表1 原水水質検査結果

検査項目	吉岡川水源（美山浄水場）			岩部川水源（岩部浄水場）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般細菌	27	28	21	17	19	18
大腸菌	検出	検出	検出	検出	検出	検出
カドミウム及びその化合物	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<0.05	<0.05	0.06	0.10	0.12	0.15
フッ素及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
ホウ素及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
四塩化炭素	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
1,4-ジオキサン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
亜鉛及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	0.01	0.01	0.03	0.04	0.03	0.06
鉄及びその化合物	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03
銅及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	11	10	9	7.5	6.6	6.7
マンガン及びその化合物	0.003	0.004	0.002	0.014	0.007	0.008
塩化物イオン	14.8	13.4	11.9	9.6	9.2	8.6
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	19	19	14	20	20	19
蒸発残留物	60	82	59	67	78	64
陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
非イオン界面活性剤	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7	1	0.6	0.4	0.4	0.4
pH値	7.4	7.3	7.1	7.4	7.2	7.1
味	※	※	※	※	※	※
臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	3.4	4.8	2.2	1.3	1.4	0.7
濁度	0.2	0.2	0.8	0.2	0.2	1.6
嫌気性芽胞菌（定量）※印は定性分析値	1	4	1	10	6	10
大腸菌（定量）※印は定性分析値	33	130	33	49	49	79
クリプトスポリジウム及びジアルジア	0	0	0	0	0	0

別表2 法令に基づく水質検査項目・基準及び検査頻度

区分	番号	場所	項目	基準値	原則	検査回数の減	省略の可否			
							過去の検査結果が基準の2分の1を超えた事がないこと（ア）			
健康に関する項目	病原微生物	基1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	省略不可	不 可			
		基2	大腸菌	検出されないこと						
	金属類	基3	● カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	3ヶ月に1回以上	省略不可	上記（ア）及び原水並びに水源及びその周辺状況			
		基4	● 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下			上記（ア）及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況			
		基5	● セレン及びその化合物	0.01mg/l以下			原水並びに水源及びその周辺状況			
		基6	● 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下			上記（ア）及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況			
		基7	● ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下			不 可			
		基8	● 六価クロム化合物	0.05mg/l以下			原水並びに水源及びその周辺状況			
		基9	● 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下			不 可			
		無機物	基11	● 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/l以下	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1		原水並びに水源及びその周辺状況
	基12		● フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下						
	基13		● ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下						
	有機物	基14	● 四塩化炭素	0.002mg/l以下						
		基15	● 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下						
		基16	● シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下						
		基17	● ジクロロメタン	0.02mg/l以下					原水並びに水源及びその周辺状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）	
		基18	● テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下						
		基19	● トリクロロエチレン	0.01mg/l以下						
		基20	● ベンゼン	0.01mg/l以下						
	消毒剤・消毒副生成物	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下						
		基21	塩素酸	0.6mg/l以下						
		基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下					不 可	
		基23	クロロホルム	0.06mg/l以下						
		基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下						
		基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下						
		基26	臭素酸	0.01mg/l以下					原水並びに水源及びその周辺状況	
		基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下						
		基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下						
		基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下					不 可	
		基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下						
	性状に関する項目	金属類	基31	ホルムアルデヒド			0.08mg/l以下			
基32			亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下					上記（ア）及び水道施設基準の技術的基準（※2）を定める省令の使用状況	
基33			アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下						
基34			鉄及びその化合物	0.3mg/l以下						
基35			銅及びその化合物	1.0mg/l以下						
無機物		基36	● ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下						
		基39	● カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下						
		基40	● 蒸発残留物	500mg/l以下			一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1			
		基41	● 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下			原水並びに水源及びその周辺状況			
		基44	● 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下						
有機物		基45	● フェノール類	0.005mg/l以下						
		基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下			藻類等の発生が少ないものとして検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き1ヶ月に1回以上とす			
		基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下			原水並びに水源及びその周辺状況（湖沼等、水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む）			
その他		基38	塩化物イオン	200mg/l以下						
		基46	有機物（全有機炭素）TOC	3mg/l以下	おおむね月1回以上					
	基47	pH値	5.8以上8.6以下							
	基48	味	異常でないこと			連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては3ヶ月に1回以上とすることが出来る				
	基49	臭気	異常でないこと			不 可				
	基50	色度	5度以下							
基51	濁度	2度以下								

● 採水場所は原則給水栓
送水施設及び配水施設内、濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓ほか浄水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水場所として選定することが出来る。

※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く。）過去3年間の検査結果が水質基準の5分の1以下であるときはおおむね1年に1回以上、過去3年間における検査結果が10分の1以下であるときはおおむね3年1回以上とすることが出来る。

※2 平成12年厚生省令第15号）第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資材機材の使用状況

1日1回行う検査

項目	評価
1 色	異常でないこと
2 濁り	異常でないこと
3 消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること

別表3 吉岡地区（浄水）検査結果

番号	項目	基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最高値
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.06	0.11	0.08	0.11
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン (※結果値はシス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08	0.11	0.10	0.11
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	0.001	0.001	0.001
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.003	0.005	0.004	0.005
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004	0.007	0.006	0.007
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003	0.003	0.002	0.003
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.010	0.011	0.008	0.011
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003	0.004	0.004	0.004
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004	0.004	0.003	0.004
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	0.02	0.02
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11.0	11.0	10.0	11.0
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	22.2	17.1	17.5	22.2
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	19	21	16	21
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	58	80	63	80
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.9	1.0	1.0	1.0
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.3	7.3	7.5
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	1.9	2.7	2.3	2.7
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	0.2	0.2

別表4 福島地区（浄水）検査結果

番号	項目	基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最高値
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.10	0.12	0.17	0.17
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン (※結果値はシス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001	0.001	0.002	0.002
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	0.001	0.002	0.002
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003	0.002	0.003	0.003
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.006	0.005	0.008	0.008
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	0.001	0.002	0.002
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002	0.002	0.003	0.003
基30	ブromoホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01	0.02	0.01	0.02
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	8.1	7.3	6.5	8.1
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	18.2	14.1	10.7	18.2
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	22	22	15	22
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	67	73	65	67
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.5	0.7	0.5	0.5
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.2	7.3	7.5
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	0.8	1.4	0.4	0.8
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表5 吉岡地区（浄水）検査検査頻度及び設定理由

番号	検査項目	基準	最高値	基準値の			検査回数	省略及び頻度設定理由
				1/5以上	1/5以下	1/10以下		
基1	一般細菌	100個/ml以下	0			○	12	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0002			○	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005			○	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001			○	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001			○	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001			○	1	
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	<0.001			○	1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004			○	4	省略不可項目
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001			○	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.06			○	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05			○	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.05			○	1	
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0001			○	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.001			○	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001			○	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001			○	1	安全確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001			○	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001			○	1	
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001			○	1	
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08			○	4	
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001			○	4	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.003			○	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004		○		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003			○	4	
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001			○	4	
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.010			○	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003			○	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004		○		4	
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001			○	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.005			○	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01			○	1	性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01			○	1	
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01			○	1	
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01			○	1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11			○	1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001			○	1	
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	22.2		○		12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	19			○	1	性状確認のため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	58		○		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02			○	1	
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001			○	3	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001			○	3	
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005		○		1	省略不可項目
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005			○	1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.9	○			12	
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5			○	12	
基48	味	異常でないこと	異常なし			○	12	
基49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	12	
基50	色度	5度以下	1.9	○			12	
基51	濁度	2度以下	<0.1			○	12	

1日1回行う検査

	1日1回行う検査項目	評価	回数
2	色	異常でないこと	365
3	濁り	異常でないこと	365
4	消毒の塩素効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること	365

別表6 福島地区（浄水）検査検査頻度及び設定理由

番号	検査項目	基準	最高値	基準値の			検査回数	省略及び頻度設定理由	
				1/5以上	1/5以下	1/10以下			
基1	一般細菌	100個/ml以下	0			○	12	省略不可項目	
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0002			○	1	安全確認のため	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005			○	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001			○	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001			○	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001			○	1		
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	<0.001			○	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004			○	4		省略不可項目
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001			○	4		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.1			○	1	安全確認のため	
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05			○	1		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.05			○	1		
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0001			○	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.001			○	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001			○	1	安全確認のため	
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001			○	1	安全確認のため	
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001			○	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001			○	1		
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001			○	1		
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06			○	4		省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001			○	4		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001			○	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001			○	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003			○	4		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001			○	4		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.01			○	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001			○	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002			○	4		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001			○	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.005			○	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01			○	1	性状確認のため	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01			○	1		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01			○	1		
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01			○	1		
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	8.1			○	1		省略不可項目
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001			○	1		
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	18.2			○	12	性状確認のため	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	22			○	1		
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	67		○		1		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02			○	1		
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001			○	3		
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001			○	3	安全及び性状確認のため	
基44	非イオン界面活性剤 ※2	0.02mg/l以下	<0.005		○		1		
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005			○	1	省略不可項目	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.5		○		12		
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5			○	12		
基48	味	異常でないこと	異常なし			○	12		
基49	臭気	異常でないこと	異常なし			○	12		
基50	色度	5度以下	0.8			○	12		
基51	濁度	2度以下	<0.1			○	12		

1日1回行う検査

	1日1回行う検査項目	評価	回数
2	色	異常でないこと	365
3	濁り	異常でないこと	365
4	消毒の塩素効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること	365

別表7 クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

原水での指標菌の検出状況	(A) あり		(B) なし	
原水の種類	(C) 地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出したことのある施設	(D) 地表水以外の水を水道の原水としており当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	(E) 地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設	(F) 地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設
レベル	レベル4 クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い	レベル3 クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある	レベル2 当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い	レベル1 クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い
判断	クリプトスポリジウム等については、尿尿、下水、家畜の糞尿等を処理する施設から排出される汚水のほか、イノシシ、シカ、サル等の野生生物の糞便も汚染源となることから、地表水である原水から指標菌が検出されている場合は、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高いと判断される。	レベル4に該当しない、伏流水、浅井戸等を水源とする施設であっても、原水から指標菌が検出されたところがある場合、当該原水は糞便により汚染されていると考えられることから、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあると判断される。	原水から指標菌が検出されていない場合は、当該原水は糞便により汚染されていないと考えられることから、当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性は低いと判断される。	井戸のケーシング等が破損していないこと、ストレーナーが被圧地下水のみを取水できる位置にあること等が確認され、かつ、原水の水質検査結果から地表水が混入していないことが確認できる井戸（例えば、大腸菌、トリクロロエチレン等が検出されていないこと等）から取水した被圧地下水を原水とし、当該原水から指標菌が検出されたことがない場合はクリプトスポリジウム等による汚染の可能性は低いと判断される。
対策	適切なる過の実施	適切なる過の実施及又は紫外線処理	原水の指標菌検査による監視の徹底	隔離性の確認
施設整備	ろ過池またはろ過膜（以下、「ろ過池等」という。）出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なる過施設（急速ろ過・緩速ろ過・膜ろ過等）を整備すること。	以下のいずれかの施設を整備すること。(a)ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なる過施設（急速ろ過・緩速ろ過・膜ろ過等）(b)クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理施設。（詳細は割愛）		
原水等検査	水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。		3ヶ月1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。	年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。3年に1回井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行うこと。

上記判断により当該施設は以下のように判断されます。

	水道名及び水源名称	指標菌検出状況	原水種類		判定
1	岩部川	A	C	地表水	Level 4
2	吉岡川	A	C	地表水	Level 4